

自然災害債務整理ガイドライン（コロナ特則）の改定等を求める
理事長声明

2022年（令和4年）7月29日

四国弁護士会連合会

理事長 籠池 信宏

政府がオブザーバーとして参加している自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン（以下、「自然災害債務整理ガイドライン」という。）研究会は、2020年（令和2年）10月30日に『自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン』を新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特則（以下、「コロナ特則」という。）を制定し、自然災害債務整理ガイドラインを新型コロナウイルス感染症に適用した。

コロナ特則は、2020年（令和2年）2月1日までの既往債務及び同年10月30日までに新型コロナウイルス感染症の影響による収入や売上の減少に対応するために発生した債務について、債務者が支払不能に陥っている場合に、弁護士等の登録支援専門家の支援のもと、債権者の同意による債務の減免等を実現し、債務者の生活や事業の再建支援を図ることを目的としている。

このコロナ特則については、2022年（令和4年）5月20日時点で、1,875件について登録支援専門家の委嘱がなされているが、一部の債権者がコロナ特則を尊重しない対応をとる等、運用面で様々な問題が生じており、債務整理成立件数は、2022年（令和4年）3月末日時点で132件に留まっていることから、コロナ特則の円滑な運用を実現するためには、国による監督官庁を通じた指導監督が必要不可欠な状況にある。

また、新型コロナウイルス感染症は、現在、感染者数が下げ止まりの状況にあって終息したとはいえず、コロナ特則が制定された後、繰り返し発令された緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置等により、市民や事業者の生活・事業は大きな制約を受けて多数の新たな債務が発生している。これらの債務は、コロナ特則の対象となっていないことから、これらの債務についても債務整理の対象としなければ、市民や事業者は、生活や事業を再建するためには破産や民事再生手続を利用せざるを得ない状況にある。この状況は、新型コロナウイルス感染症による影響が、自然災害と同じく債務者本人の責めに帰さない外的要因であることに鑑みると、債務者にとって酷であるし、コロナ特則が、本来の機能を発揮できていないといえる。これは、コロナ特則による新規委嘱案件数がほぼ頭打ちの状況にあることから明らかである。

以上の事情を踏まえて、当連合会は、自然災害債務整理ガイドライン研究会及び国に対し、コロナ特則について次の2点の改定等を求める。

- 1 コロナ特則の対象について、2020年（令和2年）10月31日以降に発生した債務についても対象とすべきである。
- 2 国が、コロナ特則の運用円滑化のために、監督官庁を通じて、全ての債権者がコロナ特則を尊重するように指導監督すべきである。

以 上